

## No. 42 美浜町

担当部課名 厚生部 環境課		TEL 0569-82-1111	直通・内線 内線 216	FAX 0569-82-5423
住所	〒470-2492 知多郡美浜町大字河和字北田面106		担当者氏名	磯貝 圭佑
URL	https://town.aichi-mihama.lg.jp/		E-mail	kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp

### (1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	新設による設置限度額	転換による設置限度額	みなし浄化槽撤去工事	くみ取り便槽撤去工事	宅内配管工事
5人槽	166,000	360,000	120,000	90,000	300,000
6～7人槽	207,000	462,000			
8～10人槽	274,000	585,000			

※転換…既存の建物から排出するし尿を処理している既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と生活雑排水の処理を浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築（建築確認申請を伴う新築・増築・建替えを含まない）に伴い、同一敷地内の既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を廃止し、浄化槽を設置することをいう

撤去…転換のうち既存みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去することをいう

配管工事…し尿及び生活雑排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の工事（放流ポンプ槽及び枺を含む）をいう

### (2) [ 令和7年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

	5人槽	7人槽	10人槽	11人槽以上	合計
新設	13	14	3	補助しない	30
転換	5	5	3	補助しない	13

前年度実績基数（新設29・転換13）

### (3) [ 補助対象地域 ]

- ・次の区域を除く町内全域内  
美浜緑苑、大字小野浦（農業集落排水事業処理区）

### (4) [ 特定地域の有無 ] 無

### (5) [ 補助対象条件 ]

#### ①補助対象者

- (1) 新規に自らの居住の用に供する建物に設置する者
- (2) 転換により自らの居住の用に供する建物に設置する者
- (3) 建売の住宅を購入する者で、当該建売住宅に設置する者
- (4) 補助対象浄化槽が設置された建売住宅を購入しようとする者
- (5) 共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という）第2条第4項に規定する共用部分をいう）に浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専用部分（区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう）の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう）に対し、当該浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該浄化槽の適正な維持管理を行う者

#### ②補助対象浄化槽 次のいずれにも適合するものをいう

- ア) 下の表1に定める環境配慮型浄化槽であること
- イ) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること
- ウ) 総窒素濃度が20mg/l（日間平均値）以下又は総磷濃度1mg/l（日間平均値）以下の能力を有するものであること

表1 消費電力基準

(W)

人槽	通常型	BOD10mg/L以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

この基準以下の消費電力とすること

### (6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査を受けずに浄化槽を設置する者
- ②同一敷地内のし尿（くみ取り便槽を除く）及び生活雑排水の全てを浄化槽へ接続しない者
- ③住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- ④建売住宅を建築又は改築する者で、販売目的で当該建売住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ⑤浄化槽、集中処理浄化槽又は農業集落排水を使用していた住宅から建替え、転居等により浄化槽を設

置する者。ただし、転入する場合若しくは、集合住宅等から転居する場合又は浄化槽、集中浄化槽若しくは農業集落排水を使用している世帯から世帯の一部が分家等により世帯分離して浄化槽を設置する場合を除く

- ⑥市町村税の滞納がある者
- ⑦公共事業の実施に伴う移転補償金により浄化槽を設置する者
- ⑧他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金の交付を受けようとする者
- ⑨対象となる浄化槽が、居住のためではなく、会社、工場、店舗、貸家、その他事業のためのものとして設置する者
- ⑩その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

#### (7) 【 補助金交付申請書に添付する書類 】

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（し尿浄化槽調書）の写し
- ②設置場所の案内図（都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記）
- ③配置図及び配管図（排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
- ④工事見積書（工事の内訳が明記されているもの）
- ⑤工事請負契約書の写し又は建売の場合は建売業者との売買契約書の写し
- ⑥構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- ⑧浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し
- ⑨市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類（申請時以前から美浜町在住であり、町において町税の納付状況が確認でき、町職員がそのことについて調査することに同意した者は不要）
- ⑩住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
- ⑪その他町長が必要と認める書類

※既存みなし浄化槽又はくみ取便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次に示すことがわかるように書類を作成すること

- ①～⑪
- ⑫工事見積書について浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての内訳がわかるようにすること
- ⑬配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水枠の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること
- ⑭くみ取便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合その理由書を添付すること。またくみ取式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること

#### (8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は、当該年度2月末日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類）
- ②浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類及び指定検査機関との契約書の写し
- ③浄化槽設置工事の施工写真
- ④浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- ⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- ⑥浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

※既存みなし浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

- ①～⑦
- ⑧既存みなし浄化槽廃止届（愛知県受理済み）の写し
- ⑨既存みなし浄化槽又はくみ取便槽及びくみ取式便器の撤去工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- ⑩配管工事の写真（施工前、施工中及び施工後）
- ⑪既存みなし浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）

#### (9) 【 その他 】

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の補助を行っている
- ②くみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている
- ③みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている
- ④建売住宅の場合は申請方法が異なりますので、浄化槽を着工する前に担当窓口までお問合せください